

登山鉄道構想に対する遺産影響評価（HIA）の枠組（イメージ）

	2020年度	2021年度～ <small>※ 下記において「事業運営者」とは、民間企業を想定するが、官民の役割検討を経て決定するものであり、行政の関与を排除するものではない。</small>				
構想検討作業のフロアが想定する	基本構想<山梨県>	基本計画（構想の具体化）<山梨県・事業運営者>		基本設計<事業運営者>	詳細設計<事業運営者>	工事<事業運営者>
	<ul style="list-style-type: none"> ● アクセス交通の見直しの必要性（現状・課題） ● アクセス交通のあり方（富士山の保全と適正利用の調和） ⇒ スバルラインを活用したLRT ● 整備の基本方針 ⇒ ルート、システム、施設整備の考え方 ● 実現に向けた検討課題 	<p><鉄道の枠組みの具体化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の全体像の具体化 ・ 五合目等のあり方 ・ 付帯すべき機能、サービス等 <p><適用法令の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業法、軌道法等 ・ 道路の位置づけの整理等 <p><事業運営者の想定と官民の役割分担></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営者の想定と課題整理 ・ 官（県、国）民の役割整理 ・ リスク分担のあり方等 	<p><事業運営体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営者（またはその準備組織）の組成等 <p><技術的課題の検討・実証></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳冬期の登坂・制動力検証 ・ 架線レス導入可能性 ・ 運行支障に関する対策 ・ 上記課題の実証実験等 <p><事業実施方針の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ルート、システム ・ 軌道、駅等の施設計画等 <p><事業性の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需用/収支等事業性の検討 	<p><法令・アセスメント等への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業段階におけるHIA ・ 環境影響評価 ・ 関係法令事前協議 <p><基本設計></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地質調査、測量 ・ 軌道、駅等の特許※取得に必要な事項の決定 ※軌道法による場合 <p><軌道特許の取得> ※軌道法による場合</p> <p><資金計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達方法の検討等 	<p><詳細設計></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軌道、施設等 ・ 電気・通信等設備 ・ ライフライン ・ 運行計画、車両等 <p><法令・アセスメント等への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価 ・ 関係法令手続 <p><工事施工認可取得、車両・運賃・運転速度等の認可></p>	<p><工事発注></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札・契約 ・ 施工管理 <p><運行準備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転士育成 ・ 安全管理規定 ・ 車両発注等 <p><アセスメント対応></p>

学術委員会が提示する	HIA				
	計画段階におけるHIA		事業段階におけるHIA		
	<p><構想策定（2020年度まで）></p> <p>富士山登山鉄道構想検討会が登山鉄道構想を検討・策定</p> <p style="text-align: center;"><目的・対応等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中間提言の反映状況を確認 ○ 中間提言の趣旨を含む留意事項及びHIAの枠組を最終提言として提示 <p>・ 実施主体：山梨県 ・ 提言：学術委員会</p>	<p><構想の具体化（2021年度～）></p> <p>山梨県が鉄道の位置づけ、コンセプトを検討</p> <p style="text-align: center;"><目的・対応等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県が構想具体化の段階で取りまとめる留意事項について助言・承認 	<p><事業実施方針の検討～基本設計（案）></p> <p>事業運営者がコンセプトに基づき、事業実施方針・事業性を検討し基本設計を策定</p> <p style="text-align: center;"><目的・対応等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業運営者が事業初期段階で行う遺産への影響評価及び保全措置について助言・承認 	<p><詳細設計～工事></p> <p style="text-align: center;"><目的・対応等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業運営者が行うユネスコ等の指摘・勧告を踏まえた対応について助言・承認 	<p><事業完了後></p> <p style="text-align: center;"><目的・対応等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業運営者が行う遺産への保全のための措置の実施状況について助言・承認
		プロセス全体の責任主体 = 遺産協議会			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体：山梨県 ・ 助言：学術委員会 ・ 承認：遺産協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体：事業運営者 ・ 助言：学術委員会 ・ 承認：遺産協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体：事業運営者 ・ 助言：学術委員会 ・ 承認：遺産協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体：事業運営者 ・ 助言：学術委員会 ・ 承認：遺産協議会

